

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

一	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）	1
二	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	3
三	会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）	3
四	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	3
五	予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）	3
六	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	4
七	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）	4
八	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）	4

一 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）

（救済給付の種類等）

第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。

一～六（略）

（交付金等）

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

（国庫の負担）

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

（一般拠出金の徴収及び納付義務）

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

3（略）

（機構に対する交付）

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

（一般拠出金の額）

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（以下「第一項一般拠出金」という。）の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金（以下「第二項一般拠出金」という。）の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、

切り捨てる。)に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

3 前二項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4 (略)

(第一項一般拠出金の徴収方法)

第三十八条 徴収法第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、第一項一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の

下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読替えに係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第一項	<p>保険関係が消滅したものについては、</p> <p>第十五条第一項第一号</p> <p>保険関係が成立し、又は消滅したものについて</p>	<p>保険関係が消滅したものについては、その保険年度の初日及び</p> <p>第十五条第一項第一号及び第二号</p> <p>保険関係が消滅した場合であつて、当該保険関係が消滅した日から五十日以内に申告書を提出するとき</p>
第十九条第二項	第十五条第一項第一号	第十五条第一項第一号及び第二号

2 徴収法第三十二条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項(以下「第一項一般拠出金事務」という。)を処理することができる。

3 (略)

(特別拠出金の徴収及び納付義務)

第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主(以下「特別事業主」という。)から、毎年度、特別拠出金を徴収する。

2 (略)

(特別拠出金の額の算定方法)

第四十八条 特別事業主から徴収する特別拠出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める。

2 (略)

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄)

第一条 船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷、分娩、死亡、失業、職業ニ関スル教育訓練ノ受講、雇用ノ継続ガ困難ト為ル事由ノ発生、職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル障害又ハ職務上ノ事由ニ因ル行方不明ニ関シ保険給付ヲ為シ併セテ被保険者ノ被扶養者ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス

・ (略)

三 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)(抄)

第六条 歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなればならない。

四 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡(以下「業務災害」という。)に関する保険給付

二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡(以下「通勤災害」という。)に関する保険給付

三 二次健康診断等給付

・ (略)

五 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)(抄)

(納入の告知を要しない歳入)

第二十八条の二 会計法第六条に規定する政令で定める歳入は、次に掲げる歳入とする。

一・二 (略)

- 三 削除
- 四 削除
- 五 九 (略)
- 六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)
(住民基本台帳の備付け)
- 第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条に規定する事項を記録するものとする。
- 七 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)(抄)
(定義等)
- 第二条 (略)
- 2 10 (略)
- 11 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 12 14 (略)
- 八 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄)
(労働保険料)
- 第十条 (略)
- 2 前項の規定により徴収する保険料(以下「労働保険料」という。)は、次のとおりとする。
 - 一 一般保険料
 - 二 四 (略)
 - (確定保険料)
- 第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日(保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日)(保険年度中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項

の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日)。第三項において同じ。) から五十日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者(保険年度中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者)に係る賃金総額に当該事業についての一般保険率を乗じて算定した一般保険料

二・三 (略)

2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。) から五十日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険率を乗じて算定した一般保険料

二・三 (略)

3 6 (略)

(追徴金)

第二十一条 政府は、事業主が第十九条第五項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならないとなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する労働保険料又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。
(口座振替による納付等)

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料(以下この条において単に「労働保険料」という。)の納付(厚生労働省令で定めるものに限る。)をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 前項の承認を受けた事業主に係る労働保険料のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが厚生労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、第二十六条及び第二十七条の規定を適用する。

(督促及び滞納処分)

第二十六条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならぬ。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)

第二十七条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 前項の場合において、労働保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる労働保険料の額は、その納付のあつた労働保険料の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の労働保険料の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第二十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第二十九条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(労働保険事務組合)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体(以下「労働保険事務組合」という。)は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(行政手続法の適用除外)

第三十六条の二 この法律(第三十三条第二項及び第四項を除く。)の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

(時効)

第四十一条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(報告等)

第四十二条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができ。

(立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立してい

た事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第四十五条の二 この法律に規定するもののほか、労働保険料の納付の手続その他この法律の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。